

第 5 号議案

国立市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成 27 年 2 月 26 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、教育長が特別職となることに伴い、条例の一部を改正するものである。

国立市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例の一部を改正する条例案

国立市教育委員会教育長の給与、旅費及び勤務条件に関する条例(平成4年3月国立市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第7条中「他の一般職」を「一般職」に改める。

付 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条第1項の場合においては、この条例による改正後の第6条及び第7条の規定は適用せず、この条例による改正前の第6条及び第7条の規定は、なおその効力を有する。